

Art Chiyoda Square

新ちよだアークスクエア基本構想

令和5年3月

千代田区

目次

第1章 これまでのちよだアートスクエアの展開について 1

- 1 設置からこれまでの経緯..... 1
- 2 成果・課題..... 5

第2章 新ちよだアートスクエア基本構想について 19

- 1 新ちよだアートスクエア基本構想の位置づけ..... 19
- 2 設置目的・基本方針..... 20
- 3 機能構成..... 20

第3章 ちよだアートスクエアの今後について..... 22

- 1 対応すべき課題..... 22
- 2 施設・設備の改修工事にあたって..... 23
- 3 運営方法..... 24
- 4 展開する事業・プログラム..... 29
- 5 事業者の評価..... 31
- 6 区民参画..... 32
- 7 今後のスケジュール（予定）..... 33
- 8 改修工事後のフロアマップ（イメージ）..... 34

資料編 35

- 1 千代田区文化芸術プラン推進委員会委員名簿..... 35
- 2 千代田区文化芸術プラン推進委員会設置要綱..... 36
- 3 ちよだアートスクエア評議委員会設置要綱..... 37
- 4 新ちよだアートスクエア基本構想の策定経過..... 39

はじめに

千代田区（以下「区」という。）では、平成16年3月に制定した「千代田区文化芸術基本条例」に基づく文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年1月に「千代田区文化芸術プラン（第一次）」を策定しました。その中の重点プロジェクトの一つである「ちよだアートスクエア構想」実現に向けて、「ちよだアートスクエア検討会」において検討を重ね、平成18年10月「ちよだアートスクエア構想の提言」をまとめました。提言では、区の特長として江戸時代から積み上げられてきた豊かな文化芸術資源と、新たな文化を発信する基盤があることから、歴史文化を継承する活動と新しい文化を創造する活動を大きな二本柱とした拠点づくりの必要性が謳われました。

提言を受けて発足した、「ちよだアートスクエア実施委員会」では、設置すべき機能や想定されるプログラム、施設の利用方法、運営方法など、ハードとソフトの両面から、さまざまな検証及び議論が行われ、ちよだアートスクエアを実現するための具体的な検討を行いました。ちよだアートスクエアのあるべき姿を細部に至るまで活発に議論し、ちよだアートスクエアを実現するための具体的な枠組みを取りまとめ、平成19年12月、「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」が、区へ提出されました。

区では、これらの経緯を踏まえて、「（仮称）ちよだアートスクエア実施計画書」を取りまとめ、事業者の公募を経て、平成22年6月、旧練成中学校に「アーツ千代田 3331」が開館しました。開館から約12年が経過し、その間、公募により選定された団体が民設民営による運営の下、その専門性を生かして旧練成中学校を活用し、アートの鑑賞・体験機会の提供のほか、地域コミュニティづくりにも取り組んできました。

これまでの取り組みを受けて、令和3年9月に策定した「千代田区文化芸術プラン（第四次）」において、ちよだアートスクエアを文化芸術拠点施設として位置づけ、今後も文化芸術振興施策を推進していく拠点施設として役割を果たしていくことを示しました。そして、同年12月、同プランにおいて示した役割を果たしていくため、ポップカルチャーや電気街として知名度のある秋葉原という地域特性や芝生の広がる練成公園との一体性、交通アクセスの利便性の高さといった特長を兼ね備えた旧練成中学校を、ちよだアートスクエアの拠点施設として位置づけて活用していく方向性を決定しました。

旧練成中学校をちよだアートスクエアの拠点施設として活用する方向性を決定したことを受けて、この度、今後の運営方法や整備内容、取り組みの方向性などを示した「新ちよだアートスクエア基本構想」を策定しました。

1 設置からこれまでの経緯

※下線部分の詳細については12～18ページを参照

平成16年3月	千代田区文化芸術基本条例を制定。
平成17年1月	千代田区文化芸術基本条例に基づき「千代田区文化芸術プラン（第一次）」を策定。同条例第7条の重点目標「育てる」を推進していくための重点プロジェクトとして、「(仮称)ちよだアートスクエア」が位置づけられる。
平成18年10月	「ちよだアートスクエア構想の提言」 ちよだアートスクエア検討会において、区の歴史と文化を尊重しつつ、新しい文化を生み出すための文化芸術の拠点づくりが必要であるとの結論が出され、ちよだアートスクエアの <u>位置づけ、設置目的、対象となる区民、文化芸術拠点の必要性、拠点設置場所</u> ※などに関する提言がまとめられた。
平成19年12月	「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」 「ちよだアートスクエア構想の提言」を受けて発足したちよだアートスクエア実施委員会において、ちよだアートスクエアの <u>基本方針、設置場所、設置期間、機能構成</u> ※などについての検討が行われ、設置に向けた具体的な枠組みが取りまとめられた。
平成20年7月	「(仮称)ちよだアートスクエア実施計画書」 区は、「ちよだアートスクエア構想の提言」及び「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」に基づき、ちよだアートスクエアの <u>位置づけ、設置目的、基本方針、対象となる区民、設置場所、使用エリア、設置期間、機能構成</u> ※などを取りまとめた計画書を作成した。
平成20年9月	合同会社コマンドAを第1期運営事業者として決定。
平成21年10月	区と合同会社コマンドAとの間で普通財産（土地建物）賃貸借契約書を締結。 【第1期契約期間】平成21年10月29日から平成27年1月31日まで
平成22年6月	ちよだアートスクエアとして、「アーツ千代田3331」開館。

平成 25 年 6 月	ちよだアートスクエアのあり方検討会より、第 1 期の評価・検証と、今後のあり方について検討を行った「ちよだアートスクエアの今後のあり方について」の報告がなされる。
平成 26 年 1 月	ちよだアートスクエア第 2 期運営事業者を募集。
平成 26 年 4 月	合同会社コマンドAを第 2 期運営事業者として決定。
平成 27 年 1 月	区と合同会社コマンドAとの間で普通財産（土地建物）賃貸借契約書を締結。 【第 2 期契約期間】平成 27 年 2 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
令和元年 9 月	東京 2020 大会の開催にあわせて「障害者アート世界展 2020」を実施するため、区と合同会社コマンドAとの間で普通財産（土地建物）賃貸借契約書の一部を変更する契約書を締結し、契約期間を延長。 【契約延長期間】令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
令和 2 年 4 月	ちよだアートスクエア事業あり方検討会より、第 1 期・第 2 期の評価・検証と、今後のあり方について検討を行った「ちよだアートスクエア事業の今後のあり方について」の報告がなされる。
令和 3 年 9 月	「千代田区文化芸術プラン（第四次）」策定。ちよだアートスクエアを文化芸術拠点施設として位置づけ、今後も文化芸術振興施策を推進していく拠点施設として役割を果たしていくことを示した。
令和 3 年 12 月	東京 2020 大会の延期に伴い「障害者アート世界展 2020」を延期したため、区と合同会社コマンドAとの間で普通財産（土地建物）賃貸借契約書の一部を変更する契約書を締結し、契約期間を再延長。 【契約再延長期間】令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
”	旧練成中学校を、ちよだアートスクエアの拠点施設として位置づけて活用していく方向性を決定した。

(参考1)「アーツ千代田 3331」の施設状況

地下1階～地上3階と屋上からなるアーツ千代田 3331 には、アートギャラリーやスタジオ、クリエイティブオフィスが入っており、日々さまざまな活動が生まれています。

フロア	主な機能
屋上※1	・ レンタルスペース (校庭)
	・ 菜園
3階	・ レンタルスペース (会議室)
	・ テナントスペース (オフィス)
2階	・ レンタルスペース (体育館※2、ワークショップルーム)
	・ テナントスペース (オフィス、ギャラリー等)
	・ 区民会議室※3
1階	・ レンタルスペース (コミュニティスペース、ギャラリー、ラウンジ等)
	・ テナントスペース (カフェ、ショップ)
	・ ウッドデッキ
	・ 親子休憩室
地下1階	・ レンタルスペース (ワークショップルーム)
	・ テナントスペース (オフィス、ギャラリー等)
	・ 防災備蓄倉庫

※1 屋上は主に菜園やテニス・サッカーなどのスポーツ、テレビ・雑誌の撮影などで使用

※2 体育館は地域のスポーツ団体やスポーツ開放などでも使用

※3 区民会議室は主に町会活動やシルバートレーニングスタジオなどで使用



アーツ千代田 3331 外観



1階メインギャラリー



2階テナントスペース



2階テナントスペース



アーツ千代田 3331 入口



1階カフェ



1階コミュニティスペース

2 成果・課題

(1) 第1期（平成21年10月29日～平成27年1月31日）の成果・課題

① 運営事業者主催等による主な実施事業（平成22年度～平成26年度）

平成22年度	事業名	グランドオープン記念展 3331 Presents TOKYO:Part1	グランドオープン記念展 3331 Presents TOKYO:Part2	千代田芸術祭「3331 アンデパンダン」	日比野克彦個展「ひとはなぜ絵を描くのか」
	実施日	6/26～7/25	8/7～29	9/8～19	10/30～12/13
	内容	3331 入居団体から推薦を受けたアーティストによる展覧会	3331 入居団体の企画参加による展覧会やワークショップ	無審査で作品を出品できる展覧会（応募作品 346 作品）	日比野克彦個展やクレーンによるライブペインティング等
	来場数	1,721 名	1,200 名	3,100 名	3,503 名
平成23年度	事業名	東日本大震災復興支援「Arts Action 3331」	ARTS FIELD TOKYO 2011	千代田芸術祭 2011	「つくることが生きること」東日本大震災復興支援プロジェクト展
	実施日	4/20～7/10	5月～3月	9/3～9/19	3/11～3/25
	内容	被災地の支援活動を行っているアーティストが発表・報告をするチャリティ企画	芸術分野の専門家による講義	無審査で出品できる展覧会。展示・ステージ・マーケットの3部門	東日本大震災の復興に向けて活動する人の想いと活動内容を共有する展覧会
	来場者数	12,923 名	801 名	7,965 名	19,347 名
平成24年度	事業名	藤浩志の美術展 セントラルかえるステーション	千代田芸術祭 2012	TRANS ARTS TOKYO 展	アンデパンダン・スカラシップ展
	実施日	7/15～9/9	9/16～10/8	10/21～12/2	1/26～2/17
	内容	おもちゃのかえっこをテーマに環境や防災などを遊びながら学ぶ企画	展示・ステージ・マーケットの3部門の参加型イベント	さまざまなジャンルのアーティストが参加する展覧会	千代田芸術祭で審査員賞等を受賞した作品を展示
	来場者数	3,874 名	15,823 名	2,849 名	8,077 名

平成25年度	事業名	特別企画展 祭礼図巻にみる江戸の粋	Open Sky3.0 八谷和彦個展	メイド・イン・神田	三. 一一映画祭
	実施日	4/27～5/19	7/13～9/16	10/27～11/17	3/9～3/30
	内容	神田祭をテーマに区指定有形文化財となっている山車人形や祭礼図巻等の展示	アーティストによる自作飛行機2機や飛行シミュレーターの展示	神田にゆかりのある人々をモデルに写真家が撮影したポートレイトを展示	東日本大震災に関するドキュメンタリー映画 32 本を上映
	来場者数	2,500 名	6,920 名	723 名	843 名
平成26年度	事業名	天下祭と山王さん～江戸っ子は、山車に絵巻に、木遣り唄～	3331 千代田芸術祭 2014	DOMMUNE University of the Arts -Tokyo Arts Circulation-	3331 Art Fair 2015 -Various Colle
	実施日	5/25～6/22	8/23～9/7	9/20～11/3	3/21～3/29
	内容	山王祭をテーマにした展示とワークショップを開催	展示・マーケット・ステージの3部門の参加型イベント	インターネット放送局を開設するアーティストの世界を表現する展覧会	見るだけでなく買うことで参加できるアートフェア
	来場者数	1,300 名	30,000 名	11,000 名	2,300 名

② 評価（平成25年6月「ちよだアートスクエアの今後のあり方について」より引用）

- ◎ 現代アートの面ではその方面から評価され、メディアにもよく取り上げられている。
- ◎ 3年で拠点として、成功しつつある。
- ◎ 地元町会とさまざまな行事を実施している。
- × 千代田区らしい歴史文化の継承が不足している。
- × 人の交流できる部分があり見えず、賑わいに欠ける。
- × 入居団体の部屋が事務的に使われ、閉鎖的。地域に還元できていない。
- × 外神田周辺を離れると、認知度が低い。

③ 課題（平成25年6月「ちよだアートスクエアの今後のあり方について」より引用）

アーツ千代田 3331 で行われている活動は、現代アートに偏り過ぎの部分は見受けられるが、面白い展開もあり、ちよだアートスクエアとして、不足点、評価できない点はあるにしても、基本的なところでは、「ちよだアートスクエア構想」の実現として評価できる。

なお、このまま継続していく場合には評価できない点等で示されている部分である、区特有の歴史文化の継承や地域との親和性を強化するため、例えばコーディネーターを配置する等の提案を求めるなどの改善が必要である。

(2) 第2期(平成27年2月1日～令和5年3月31日)の成果・課題

① 運営事業者主催等による主な実施事業(平成27年度～令和3年度)

平成27年度	事業名	特別企画展「神田祭ー江戸・東京のひととまちー」	夏の3331子ども芸術学校&かえっこバザール	中村政人個展「明るい絶望」	ムンタダス展 アジアン・プロトコル
	実施日	5/1～5/11	8/1～8/9	10/10～11/23	3/20～4/17
	内容	神田祭をテーマに祭礼絵巻や古写真、御飯屋、地元町会の御神輿などを展示	木工や絵画、写真、料理、版画教室の他、かえっこバザールを開催	中村政人の個展。韓国と日本で撮影した写真の展示会等	ムンタダス氏による日本・中国・韓国の類似点や相違点にフォーカスした展示会
	来場数	1,197名	6,084名	4,672名	1,035名
平成28年度	事業名	山王祭のいま・みらいーまちが支える江戸の粋ー	3331 Art Fair 2016 -Various Collectors Prizes-	夏の3331子ども芸術学校2016	第4回3.11映画祭
	実施日	5/26～6/12	5/11～5/15	7/30～9/4	3/11～3/12
	内容	山王祭をテーマにした展示やワークショップを実施	さまざまな注目作家による作品展示。小林史子展も同時開催	子どもたちが本格的な創作体験ができる教室を開講	映画を通じて復興の今を考える映画祭
	来場者数	1,241名	1,132名	226名	1,219名
平成29年度	事業名	「橋を渡る」東京から江戸へ	佐藤直樹個展「秘境の東京、そこで生えている」	夏の3331子ども芸術学校2017	3331 ART FAIR 2018
	実施日	4/30～5/14	4/30～6/11	7/22～8/20	3/7～3/11
	内容	神田祭の時期に合わせ、橋を巡りながら江戸から繋がる町の形成を見る展覧会	3331ロゴマークなどを手がけるデザイナーディレクター佐藤直樹氏による絵画作品の展覧会	子どもたちが本格的な創作体験ができる教室を開講	アーツ千代田3331全館を会場とした展覧会。作品を購入でき、「見る」「買う」「参加する」楽しさを体験できる。
	来場者数	1,218名	3,410名	210名	20,140名



平成 30 年度	事業名	「ときを渡る～”山王さん”を支えた町の150年～」	3331 こども芸術学校 2018	池田昌紀 Portrait Project 2012-2018 「いなせな東京」	3331 ART FAIR 2019
	実施日	5/19～6/10	7/21～8/19	9/22～10/14	3/6～3/10
	内容	山王祭をテーマに、氏子町の歩んだ150年間の歴史や文化、街並みの変遷をたどった展示会	子どもたちが本格的な創作体験ができる教室を開講	150人を超える千代田区民を撮影した、写真家池田昌紀氏による肖像写真展	アーツ千代田 3331 全館を会場とした展覧会。作品を購入でき、「見る」「買う」「参加する」楽しさを体験できる。
	来場者数	2,143名	225名	17,142名	22,206名
令和 元 年度	事業名	特別企画展「神田祭の元年～変幻自在の江戸の華～」	夏の3331 こども芸術学校 2019	HOW TOKYO BIENNALE ? 東京ビエンナーレ 2020 計画展	3331 ART FAIR 2020
	実施日	4/27～5/12	7/20～8/18	10/12～11/4	3/18～3/22
	内容	氏子町会から集められた神田祭に関する古写真や道具などを展示する展覧会	幅広い芸術・表現活動を通して、こどもたちの「主体性」「多様な価値観」「創造性」を育む本格的な創作教室	「東京ビエンナーレ 2020」のプレイベント。参加アーティストによるトークイベント等を実施	アーツ千代田 3331 全館を会場とした展覧会。作品を購入でき、「見る」「買う」「参加する」楽しさを体験できる。
	来場者数	3,209名	562名	898名	1,777名
令和 2 年度	事業名	特別企画展「山王祭と江戸東京 - 坂道を行列がゆく町」(仮題)	夏の3331 こども芸術学校 presents みる・描く・あそぶ！サマーアトラボ	平野真美 個展「変身物語 METAMORPHOSES」	3331 ART FAIR 2021
	実施日		8/17～8/23	1/9～2/22	
	内容	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	こどもの主体性や発想力を育む作品や体験を提供するイベント	平野真美氏による生と死という根源的なテーマに問いを投げかけた展覧会	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
	来場者数		737名	1,235名	

令和3年度	事業名	特別企画展「疫病・たいさ〜ん！江戸の人々は病いとう向き合ったか」	オルタナティブ！小池一子展「アートとデザインのやわらかな文化創造に向けて」	3331 ART FAIR 2021
	実施日	4/17～5/30	1/22～3/21	10/29～10/31
	内容	感染症がたびたび蔓延した江戸時代に着目し、パンデミックが当時の暮らしや文化にもたらした影響や、闘う江戸の人々の姿を紹介する展示	日本で初めて「オルタナティブ・スペース」を創設した小池一子の現代美術への情熱を具現化した作家の作品展示を軸に、小池一子の仕事を紹介	アートを「買う」「見る」「参加する」楽しみを体験できる展覧会
	来場者数	3,282名	6,278名	9,872名

② 評価（令和2年4月「ちよだアートスクエア事業の今後のあり方について」より引用）

- ◎ 区民が文化芸術に触れる機会や、交流・活動・発表としての場を多く提供している。
- ◎ 地域との密接な関係作りにも貢献しており、ここ数年は、神田地域のみならず、麴町地域とも連携したイベントや事業を展開している。
- ◎ 提供するアートの質を保ちながら、同時に地域に根差している点が強みである。
- ◎ 運営事業者の地域との関係構築の努力もさることながら、旧練成中学校の面影を残した利活用が、古くからの住民にとって「優しい」と言える。
- ◎ 運営については、区の補助を受けることなく、独立採算で運営できている点も評価される。
- × 旧練成中学校が外神田に立地しているため、麴町地域に住む人々には親しみが薄く、来館したことのない人もいると思われる。

③ 課題（令和2年4月「ちよだアートスクエア事業の今後のあり方について」より引用）

ちよだアートスクエア事業は地域コミュニティとの密なつながりが特徴であり、それを土台としてアートを発信しているからこそ魅力があると考えられる。だからこそ、地域に軸足を置きつつ、文化、芸術、教育を通じた新たなコミュニティを創出する拠点となることが可能と考えられる。今後も、人々の生活の質を高める役割を果たすため、10年、20年といった周期の長期的な拠点場所が必要と考えられる。

設置場所については、地域とのつながりという強みがあることから、現状の旧練成中学校を活用し続けることが望ましい。ただし、いずれの事業者においても文化芸術の拠点として、そして地域のコミュニティ拠点として活用されるよう、「千代田区文化芸術プラン」に拠点として明記する必要があると考える。

なお、今後の事業継続にあたっては、旧練成中学校の施設が老朽化していることから、大規模な修繕が必要である。利用者の安全性確保と利便性向上のためにも検討いただきたい。

運営方法については、千代田区という都心区だからこそ可能な民設民営を継続し、新しいモデルをつくってもらいたい。ただし、文化芸術や地域性のある事業を行う上で適切な契約期間や更新のあり方は再考の余地がある。

(参考2) アーツ千代田 3331 における事業実績

	総事業回数	総来場者数	運営事業者 主催事業回数	運営事業者 主催事業来場者数	運営事業者 収支差額
平成 22 年度	354 回	401,037 人	11 回	13,377 人	20,836,489 円
平成 23 年度	479 回	546,688 人	11 回	50,424 人	33,791 円
平成 24 年度	653 回	805,150 人	10 回	11,244 人	-5,026,709 円
平成 25 年度	650 回	602,990 人	10 回	14,454 人	-5,596,137 円
平成 26 年度	781 回	700,342 人	11 回	15,363 人	13,236,689 円
平成 27 年度	781 回	859,935 人	11 回	17,753 人	16,486,099 円
平成 28 年度	832 回	811,203 人	9 回	4,910 人	25,213,398 円
平成 29 年度	698 回	860,363 人	13 回	30,644 人	8,558,972 円
平成 30 年度	986 回	845,707 人	8 回	27,192 人	13,876,196 円
令和元年度	868 回	885,860 人	12 回	12,791 人	21,570,261 円
令和 2 年度	507 回	232,081 人	9 回	3,607 人	9,698,255 円
令和 3 年度	745 回	383,210 人	12 回	21,770 人	3,613,637 円
計	8,334 回	7,934,566 人	127 回	223,529 人	122,500,941 円

(参考3) 運営事業者のテナント売上 ※単位=円

	テナント売上
平成 22 年度	80,342,279
平成 23 年度	82,193,769
平成 24 年度	80,352,379
平成 25 年度	80,886,422
平成 26 年度	82,657,367
平成 27 年度	84,425,689
平成 28 年度	86,027,936
平成 29 年度	85,826,965
平成 30 年度	81,757,129
令和元年度	85,896,195
令和 2 年度	84,656,469
令和 3 年度	83,760,022
計	998,782,621

(参考4) 区の収支実績 ※単位＝円

【第1期】		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	貸付料収入(A)	2,850,000	10,906,224	10,906,224	10,906,224	10,906,224
支出	維持費支出	981,226	1,275,793	1,529,123	1,442,618	589,885
	事業費支出	7,997,785	5,990,366	8,000,000	8,000,000	8,000,000
	補助金等支出	※ ¹ 39,577,000				
	支出計(B)	48,556,011	7,266,159	9,529,123	9,442,618	8,589,885
収支差額(A)－(B)		-45,706,011	3,640,065	1,377,101	1,463,606	2,316,339

【第2期】		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入	貸付料収入(A)	17,197,152	17,197,152	17,197,152	17,197,152	17,197,152
支出	維持費支出	7,001,776	6,875,110	6,912,935	6,955,580	6,946,234
	事業費支出	8,000,000	8,000,000	8,498,720	8,488,000	※ ² 20,829,500
	補助金等支出					
	支出計(B)	15,001,776	14,875,110	15,411,655	15,443,580	27,775,734
収支差額(A)－(B)		2,195,376	2,322,042	1,785,497	1,753,572	-10,578,582

【第2期】		令和2年度	令和3年度
収入	貸付料収入(A)	17,197,152	17,197,152
支出	維持費支出	15,413,829	6,935,899
	事業費支出	※ ² 7,442,000	※ ² 82,064,000
	補助金等支出	※ ³ 8,494,232	
	支出計(B)	31,350,061	88,999,899
収支差額(A)－(B)		-14,152,909	-71,802,747

第1期・第2期の総計

収入総計(A)	166,854,960
支出総計(B)	292,241,611
収支差額総計(A)－(B)	-125,386,651

※1 施設整備補助金。平成21年度にも160,420,000円交付しており、総額で199,997,000円交付。

※2 令和元年度～令和3年度までの事業費支出には、「障害者アート世界展2020」にかかる経費を含む。(令和元年度＝1,300万円、令和2年度＝700万円、令和3年度＝8,000万円)

※3 新型コロナウイルス感染拡大の影響による運営支援金。

「1 設置からこれまでの経緯」において記載した、ちよだアートスクエアの設置目的や基本方針、機能構成などを示した「提言」・「答申」・「実施計画書」の一部を以下に記載する。

平成 18 年 10 月「ちよだアートスクエア構想の提言」

●ちよだアートスクエアの位置づけ

平成 17 年 1 月に策定した千代田区文化芸術プランの重点プロジェクトであり、文化芸術活動の場所や発表の機会を提供するなど、新たな文化芸術の拠点施設を整備し、区民の自主的で独創的な文化芸術活動を支援・推進する。

また、地域の団体や企業、アート活動団体等が連携し、ネットワークの広がりを作ることで、人材の育成を図る。

●ちよだアートスクエアの設置目的

「生活の質を高める」

文化芸術は、人々の生活の質を高めるために重要な役割を果たす。千代田区は、文化的・歴史的に貴重な財産を多く持つことから、それらに関する情報を発信すると共に、有効に活用し、これにより人々のさまざまな自己表現の場や交流の機会を提供する。その結果、人々の生活の質を高める役割を果たすことが、ちよだアートスクエアの目的である。

●ちよだアートスクエアの対象となる区民

「アートスクエア区民」

ちよだアートスクエアの対象は、千代田区に、在住・在勤・在学する人々および観光客（外国人を含む）など、千代田区とかかわるすべての人々とする。

●文化芸術拠点の必要性

「ソフトとハードの両面から文化芸術活動の拠点づくりが必要」

【ハード面】

・拠点の設置

活動の拠点として常時使用できる、千代田区を象徴する施設を 1 箇所設け、その中に、情報発信の拠点としての機能も持たせる。

・既存施設の活用

既存区有施設を活用する。その他に、利用可能な公私立の小・中学校・高校や大学・専門学校をはじめ、企業のオープンスペース等の施設及び専門家の稽古場などを広く活用し、アートスクエア区民の活動の場を広げる。

【ソフト面】

- ・ちよだアートスクエアの活動対象

活動はちよだアートスクエアの目的に適合する分野を対象とする。

- ・ちよだアートスクエア運営組織の設置

ちよだアートスクエアで実施する活動を、円滑かつ機能的に運営するために、専門のコーディネーターや地域住民等で構成する運営委員会を設置する。

●ちよだアートスクエアの拠点設置場所

ちよだアートスクエアの拠点については、当面、区の活用策の決まっていない区有財産を、周辺地域の合意のもとに、地域に貢献する形で有効活用をすべきである。

また、財政的な面からも、新たな施設を整備するより既存施設を活用する方が費用対効果において優れている。

旧学校施設である旧永田町小学校、旧今川中学校、旧練成中学校の3箇所について、下表のとおり優劣順位をつけたところ、当面の設置場所として旧練成中学校を活用することが望ましいと判断した。

ちよだアートスクエア としての必要条件	展開する内容 (検討委員の意見をまとめたもの)	旧練成中	旧今川中	旧永田町小
教室形式の 個室・空間 (一定数の教室)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の文化や産業の創造活動の場 ・千代田区の伝統を守り、伝え、育てる場 ・自分の得意な分野を発揮し、モノを創る場 ・同好者が集い、刺激し合い、楽しみを分かち合う場 	1	3	2
講堂・ホール・ 体育館・図書館・ 多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・芸能分野の「コンクール」の場 ・大使館などを取り込んだ国際的な活動の場 ・千代田区の出版文化を図書館方式等で伝える場 	1	3	2
交通アクセス		1	2	1

※1が最も優れている。

平成19年12月「ちよだアートスクエア(仮称)の設置について(答申)」

●ちよだアートスクエアの基本方針

- * 運営への参画、利用の両面で区民等へ開放的な施設とする。
- * 伝統文化と現代文化芸術の出会う場所とし、地域での新たな活動を誘発する拠点とする。
- * 人々の興味を惹き、話題性を創出できるような明確な特徴を施設および事業に持たせる。
- * 区民等が参加できるイベント等を常に発信する。
- * 千代田区・地域との関連性を活かす。

●設置場所

区有財産の有効活用という観点および秋葉原に程近い好立地条件を勘案し、ちよだアートスクエア検討会の提言のとおり、旧練成中学校にちよだアートスクエアを設置することが適切である。

旧練成中学校の地階から地上3階までの全フロアと屋上を使用する。ただし、以下の部分については、他施設への振替等が困難のため、使用エリアから除外する。

- ・給食室：平成22年3月まで給食調理室として使用する。
- ・非常用倉庫（1階）：災害時に使用するため常設とする。
- ・体育館：区民等が使用していない時間帯は使用可能とする。

●設置期間

施設全体の運営を行う運営団体や入居者が入居後も計画的に活動ができるよう配慮すると、ちよだアートスクエアの設置期間は、長期間が望ましいが、当面の期間は旧練成中学校へ設置することとする。

●ちよだアートスクエアの機能構成

アート・カフェ

1階に設置。「食の交流」をコンセプトに、入居者だけでなく来訪者がいつでも利用できるカフェ。食に関連したプロジェクト、ワークショップ、レクチャーなどを行うと同時に文化芸術情報の発信などのインフォメーション機能も持たせる。

グリーン・アート・スペース

屋上に設置。植物や自然と関連のあるアート・プログラムを実施する場として使用。植物などを介して来館者や区民等が交流することのできる場を提供する。レンタル菜園など東京の屋上で栽培することでの付加価値をつけるオリジナル野菜の開発などのプログラムが考えられる。

イベント・スペース／ギャラリー

1階ランチルームおよび教室を使用。展覧会やワークショップなどをはじめとし、一般の来館者が日々楽しむことのできるさまざまなアート・プログラムを実施する。一元的な使用ではなく、出来るだけ多様な活動ができるスペースにすること、アート・カフェとの連携、オープンな空間づくりなどを考慮する。

多目的スペース

演劇・ダンス等の練習などに使用。

活動スペース

教室 20 室程度を使用。区民団体や NPO 等の文化芸術系の団体が年単位で入居し活動する施設の中核機能。国内だけにとどまらず、海外の文化芸術団体を誘致することも検討。入居団体のネットワークによりコラボレーション事業が派生するなど、団体が同居することでのメリットを活かし相乗効果をねらう。

プロジェクトルーム

教室 10 室程度を使用。週単位から月単位で使用できるスペース。アーティストの制作スタジオや練習の場として使用。木工・金属加工室、デザイン・映像編集作業室なども備えることが望ましい。

平成 20 年 7 月「(仮称) ちよだアートスクエア実施計画書」

●ちよだアートスクエアの位置づけ（「ちよだアートスクエア構想の提言」より引用）

平成 17 年 1 月に策定した千代田区文化芸術プランの重点プロジェクトであり、文化芸術活動の場所や発表の機会を提供するなど、新たな文化芸術の拠点施設を整備し、区民の自主的で独創的な文化芸術活動を支援・推進する。

また、地域の団体や企業、アート活動団体等が連携し、ネットワークの広がりを作ることで、人材の育成を図る。

●ちよだアートスクエアの設置目的（「ちよだアートスクエア構想の提言」より引用）

「生活の質を高める」

文化芸術は、人々の生活の質を高めるために重要な役割を果たす。区は、文化的・歴史的に貴重な財産を多く持つことから、それらに関する情報を発信するとともに、有効に活用し、これにより人々のさまざまな自己表現の場や交流の機会を提供する。その結果、人々の生活の質を高める役割を果たすことが、ちよだアートスクエアの目的である。

●ちよだアートスクエアの基本方針

（「ちよだアートスクエア(仮称)の設置について(答申)」より引用）

- * 運営への参画、利用の両面で区民等へ開放的な施設とする。
- * 伝統文化と現代文化芸術の出会いの場所とし、地域での新たな活動を誘発する拠点とする。
- * 人々の興味を惹き、話題性を創出できるような明確な特徴を施設および事業に持たせる。
- * 区民等が参加できるイベント等を常に発信する。
- * 千代田区・地域との関連性を活かす。

●ちよだアートスクエアの対象となる区民（「ちよだアートスクエア構想の提言」より引用）

ちよだアートスクエアの対象は、千代田区に、在住・在勤・在学する人々および観光客（外国人を含む）など、千代田区とかかわるすべての人々とする。

●設置場所

東京都千代田区外神田六丁目 11 番 14 号 旧練成中学校

(施設概要)

名称	旧千代田区立練成中学校
所有者	千代田区
所在地	千代田区外神田六丁目 11 番 14 号
敷地面積	3,724.39 m ²
建物延面積	7,249.72 m ²
建築年	昭和 53 年
構造	RC 地下 1 階地上 3 階
建物用途	学校

●旧練成中学校における使用エリア

(「ちよだアートスクエア(仮称)の設置について(答申)」より引用)

基本的に旧練成中学校の全館（地階から地上3階までの全フロアと屋上）を使用する。ただし、旧練成中学校の以下の部分については、使用エリアから除外する。

- ・給食室：平成 22 年 3 月まで給食調理室として使用。
- ・非常用倉庫（1 階）：災害等の緊急時に使用するため、千代田区の使用エリアとするが、公園側からの入口設置等の提案内容により、これを施設内の別の場所に移すことは可能とする。
- ・体育館：現状、複数の区民によるスポーツ任意団体が、平日夜間及び土日の昼夜に毎週使用しているため、千代田区の使用エリアとするが、運営団体が体育館を空いている時間帯で活用したい場合は、体育館の管理を運営団体に依頼することとする。
- ・教室：2 階の 1 教室は、区民用会議室とし、千代田区の使用エリアとする。
- ・2 階倉庫：2 階体育館入口側
- ・1 階玄関受付：運営団体が体育館及び区民用会議室の管理を行わない場合は、千代田区の使用エリアとする。

●設置期間

旧練成中学校を活用しての（仮称）ちよだアートスクエアの設置は、暫定であるため、設置期間は 5 年間とする。

●機能構成（案）（「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」より引用）

ちよだアートスクエアに設置される機能構成は、選定された運営団体からの提案内容により決定するが、以下の機能が想定される。

アート・カフェ

1階に設置。「食の交流」をコンセプトに、入居者だけでなく来訪者がいつでも利用できるカフェ。食に関連したプロジェクト、ワークショップ、レクチャーなどを行うと同時に文化芸術情報の発信などのインフォメーション機能も持たせる。

グリーン・アート・スペース

屋上に設置。植物や自然と関連のあるアート・プログラムを実施する場として使用。植物などを介して来館者や区民等が交流することのできる場を提供する。レンタル菜園など東京の屋上で栽培することでの付加価値をつけるオリジナル野菜の開発などのプログラムが考えられる。

イベント・スペース／ギャラリー

1階ランチルームおよび教室を使用。展覧会やワークショップなどをはじめとし、一般の来館者が日々楽しむことのできるさまざまなアート・プログラムを実施する。一元的な使用ではなく、出来るだけ多様な活動ができるスペースにすること、アート・カフェとの連携、オープンな空間づくりなどを考慮する。

多目的スペース

演劇・ダンス等の練習などに使用。

活動スペース

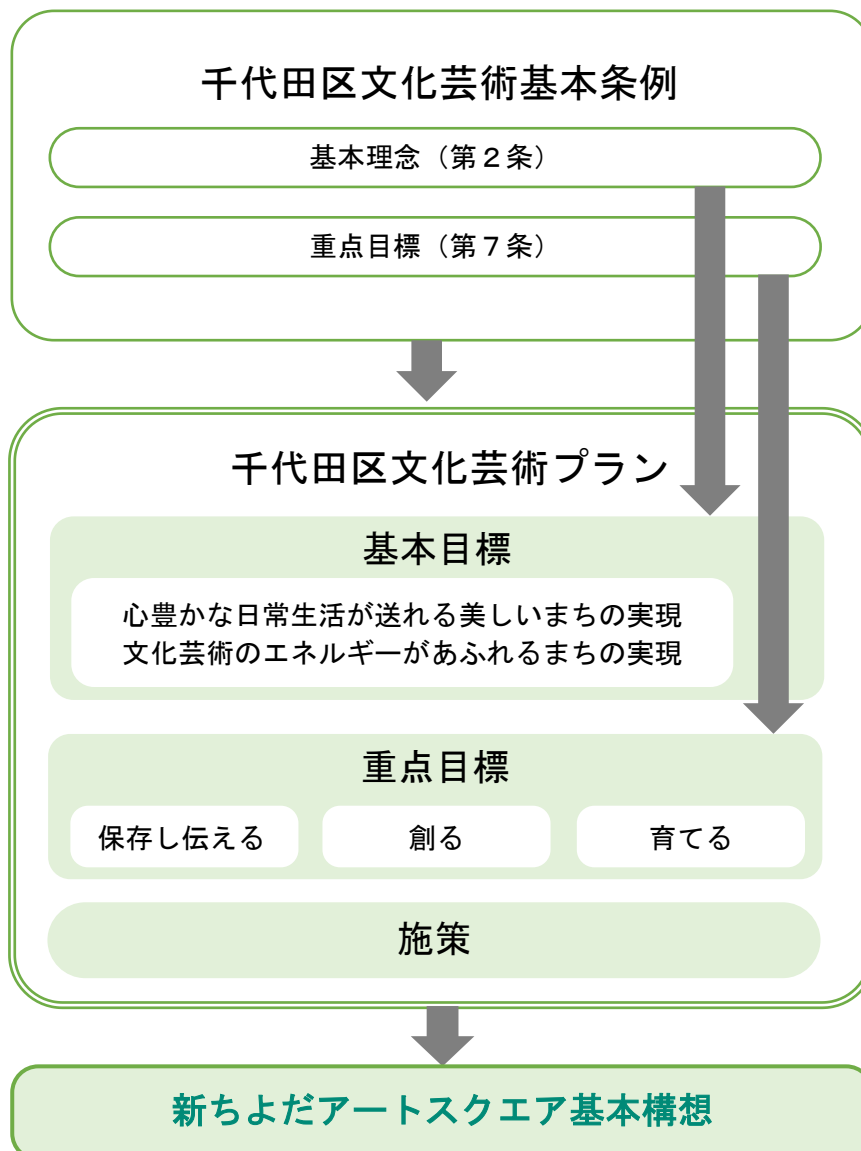
教室 20 室程度を使用。区民団体や NPO 等の文化芸術系の団体が年単位で入居し活動する施設の中核機能。国内だけにとどまらず、海外の文化芸術団体を誘致することも検討。入居団体のネットワークによりコラボレーション事業が派生するなど、団体が同居することでのメリットを活かし相乗効果をねらう。

プロジェクトルーム

教室 10 室程度を使用。週単位から月単位で使用できるスペース。アーティストの制作スタジオや練習の場として使用。木工・金属加工室、デザイン・映像編集作業室なども備えることが望ましい。

1 新ちよだアートスクエア基本構想の位置づけ

旧練成中学校をちよだアートスクエアの拠点施設として活用する方向性を決定したことを受けて、今後の運営方法や整備内容、取り組みの方向性などを示した「新ちよだアートスクエア基本構想」を策定します。この構想は、「千代田区文化芸術基本条例」や「千代田区文化芸術プラン」に基づき、「ちよだアートスクエア」のあり方を示しています。



2 設置目的・基本方針

(1) 設置目的

これまで育んできた文化力と文化芸術にかかる豊富な資源を生かし、千代田区ならではの文化芸術をさらに発展させ、より広く、多くの人々に向けて発信し、心豊かなまちを実現するため、「ちよだアートスクエア構想の提言」における設置目的を引き継ぎます。

平成 18 年 10 月「ちよだアートスクエア構想の提言」より引用 ※詳細は 12 ページを参照

「生活の質を高める」

文化芸術は、人々の生活の質を高めるために重要な役割を果たす。千代田区は、文化的・歴史的に貴重な財産を多く持つことから、それらに関する情報を発信すると共に、有効に活用し、これにより人々のさまざまな自己表現の場や交流の機会を提供する。その結果、人々の生活の質を高める役割を果たすことが、ちよだアートスクエアの目的である。

(2) 基本方針

「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」における基本方針を引き継ぐとともに、これまでの取り組みにおける課題や社会情勢の変化を踏まえ、下記のとおり定めます。

平成 19 年 12 月「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」より一部引用

※詳細は 14 ページを参照

- * 運営への参画、利用の両面で区民等へ開放的な施設とする。
- * 伝統文化と現代文化芸術の会える場所とし、地域での新たな活動を誘発する拠点とする。
- * 人々の興味を惹き、話題性を創出できるような明確な特徴を施設および事業に持たせる。
- * 区民等が参加できるイベント等を常に発信する。
- * 千代田区・地域との関連性を活かす。
- * コロナ下においても文化芸術の灯を絶やさずに次世代へと継承・発展していくための事業を展開する。 **新規**

3 機能構成

ちよだアートスクエアに設置する機能構成は、「（仮称）ちよだアートスクエア実施計画書」において決定した事項を参考にしながら下記のとおり定め、今後選定する運営事業者からの提案内容により決定します。

なお、学校施設の面影を残した利活用が評価されていることから、学校施設らしさを残したうえで、旧練成中学校を活用することを前提としています。

アートカフェ

1階入口付近に設置します。「交流」をコンセプトに、入居者だけでなく来館者がいつでも利用できるカフェです。食文化などに関連したプログラムを行うと同時に、文化芸術に関する情報の発信などのインフォメーション機能を持たせます。

屋上スペース

屋上に設置します。植物や自然と関連のあるプログラムを実施する場として使用します。植物などを介して来館者が交流することのできる場を提供します。

また、太陽光パネルを設置するなど、SDGsに関する取り組みも推進します。

イベントスペース／ギャラリー

1階に設置します。展覧会やワークショップなどをはじめとし、来館者が日々楽しむことのできるさまざまなプログラムを実施します。限定的な使用ではなく、できるだけ多様な活動ができるスペースにし、アートカフェとの連携、オープンな空間づくりなどを考慮します。

多目的スペース（体育館）

展覧会や演劇、ダンス等の練習に使用します。

また、地域の子どものための遊び場にするなどの活用も考えられます。

活動スペース

教室 30 室程度を使用します。文化芸術団体が入居して活動するちよだアートスクエアの中核機能です。国内だけにとどまらず、海外の文化芸術団体を誘致することも検討します。入居団体同士によるコラボレーション事業など、団体が同居することでのメリットを活かして相乗効果を狙います。

また、アーティストの制作スタジオや練習の場、木工・金属加工室、デザイン・映像編集作業室などとして使用します。

音楽・動画配信スペース

新規

子どもから高齢者まで日常的に音楽活動を楽しむことができる場とします。また、音楽を通じてさまざまな世代の人が交流できるような機能を持たせます。

また、スタジオ機能も持たせて、SNS などの動画配信等も可能となるように検討します。

1 対応すべき課題

(1) 施設の老朽化・機能改善

旧練成中学校は築44年（昭和53年7月竣工）が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。旧練成中学校を活用するにあたって、今後、改修工事を行う必要があります。

改修工事にあたっての主な課題は下記の4点です。

- ① 老朽化の進行対応
- ② 避難所機能の強化
- ③ 社会・技術的变化による施設設備の見直し、陳腐化の対応
- ④ ちよだアートスクエアの役割機能充実

(2) 運営方法

●現在の運営方法＝民設民営

現在、ちよだアートスクエアの設置目的・基本方針に基づいて選定された運営事業者が、区と普通財産賃貸借契約を締結したうえで、旧練成中学校の土地及び建物を借り受けてこれを使用し、提案した運営事業を実施しています。

区の財政に頼らない独立採算で事業を展開していますが、旧練成中学校を活用するにあたり、改めてその運営方法についてメリット・デメリットを明らかにして検討する必要があります。

また、施設の使用エリアについても検討する必要があります。

(3) 展開する事業・プログラム

イベントが現代アートに偏った傾向があることから、江戸・東京の歴史・文化を伝える区独自の文化芸術資源を保存・継承・活用していくため、伝統文化や伝統芸能等に関する取り組みも推進し、区民がより文化芸術に親しめる事業・プログラムを展開する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、オンラインイベントの需要が高まっているため、ICT機器などの設備や機能を導入し、事業・プログラムを展開する必要があります。

(4) 評価の方法

民間の事業者が自由に運営しており、集客力の高いイベントを実施している一方で、区の関与度が低い状況にあります。そのため、区側が運営事業者の事業内容・経営状況等を把握して、定期的に評価を行い、運営の改善につなげていく必要があります。

(5) 区民参画

旧練成中学校は外神田に立地しているため、麴町地域に住む人たちには親しみが薄い状況があります。また、文化芸術に興味のない方の認知度も芳しくない状況にあります。

ちよだアートスクエアは、区の文化芸術拠点施設として、区民の興味・関心にあわせて運営する必要があります。そのため、さまざまな文化芸術プログラムの実施や、情報発信など、区民が運営全般に関わることができる体制を整えていく必要があります。

2 施設・設備の改修工事にあたって

今後も文化芸術拠点施設として役割を果たすだけでなく、避難所としての機能を確保するため、主に下記の点を配慮し、また現地調査の結果を踏まえたうえで、施設・設備の改修工事を実施します。

① 建物の躯体及び付随する箇所

例：外壁及び内壁改修、屋上防水層及び柵腐食改修、鉄筋露出改修、館外パイプ塗装、耐震改修 等

② 施設インフラの整備

例：受電設備(キュービクル)、空調設備、給排水設備、館内照明 LED 化改修 等

③ バリアフリー、ユニバーサルデザイン

例：トイレの洋式化、多機能トイレの設置、多言語対応 等

④ 残置物の撤去

例：学校時代に使用していたもので、現在使用していない設備等の撤去 等

⑤ その他

例：体育館へのエアコン設置、近隣への防音対策、敷地内マラソンコース等の整備、
オンラインイベント等を実施するための設備・機能の導入 等

⑥ 改修工事に際し残していく点

例：区民会議室の活用など旧練成中学校の面影、施設南面を玄関口とした練成公園との一体性 等

3 運営方法

ちよだアートスクエアでは、現在、民設民営により運営を行っていますが、旧練成中学校を活用するにあたり、他の運営方法のメリット・デメリットを精査し、今後の運営方法について検討を行います。

(1) 現在の事業者の運営の評価

現在の事業者の運営の評価を、下表のとおりまとめました。

良 い 点	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、区の財政に頼らない独立採算で自立性の高い運営を行っており、イベントの企画力が高く、幅広い年齢層の集客効果を上げている。 地域行事に参加したり、地域の祭礼にかかる展示会を行うなど、地域との繋がりを密にしている。
悪 い 点	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が自由に運営しているため、行政の関与度が低い。 区民が利用できるスペースが少ない。 地域の文化団体を支援、育成する機能がない。

(2) 運営方法の整理

想定される3つの運営方法について、下表のとおり整理しました。

直 営 （ 業 務 委 託 ）	<p>【概要】 区が事業者に業務委託し、管理運営を行う。</p> <p>【メリット・デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 民間のノウハウを活用して、質の高いサービス提供ができる。 ◎ 区の文化振興施策の方向性や意図を正確に体现でき、区の予算に基づいた安定した運営が可能である。 × 区の財政負担が大きい。 × 事業者は基本的に仕様書通りにしか業務を行うことができず、自由に事業を展開できない。 × 施設・設備改修は区の予算に基づいて行うことから制限がある。
指 定 管 理	<p>【概要】 公の施設の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに、区が指定した事業者が施設の管理運営を行わせる。</p> <p>【メリット・デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 民間のノウハウを活用して、質の高いサービス提供、コスト削減が可能である。 ◎ 区民ニーズに応じた多様で柔軟なサービスを提供できる。 × 指定管理料の支払いなど区の財政負担があるが、直営（業務委託）より少ない。 × 事業者は基本的に仕様書通りにしか業務を行うことができず、自由に事業を展開できない。 × 施設・設備改修には一定程度制限がある。

【概要】

事業者に土地・建物を貸付し、公募により選定された事業者が管理運営を行う。

民設民営 【メリット・デメリット】

- ◎ 民間のノウハウを活用して、質の高いサービス提供、コスト削減が可能である。
- ◎ 区民ニーズに応じた多様で柔軟なサービスを提供できる。
- ◎ 有償貸付とすることで、区は貸付料収入を得ることができ、区の財政負担が少ない。
- ◎ 事業者の負担により、施設・設備改修を比較的自由に行うことができる。
- × 行政の関与度が低いため、事業者の事業内容等を把握しておく必要がある。

(3) これからの運営方法

ちよだアートスクエアの運営に一番適した方法は何であるかを、①事業展開の自由度、②区の財政負担、③専門性、④公共性・公益性、⑤安定性の5つの観点から、3つの運営方法におけるメリット・デメリットを鑑みて検討を行います。

ちよだアートスクエアは、「千代田区文化芸術プラン（第四次）」において、文化芸術拠点施設として位置づけられ、今後も文化芸術振興施策を推進していく拠点施設として役割を果たしていく必要があることから、文化芸術活動を行っていく上で、事業者の自主性や創造性が尊重され、多様な表現活動を行うことを保障することは最も重要な視点となります。

その点から、①事業展開の自由度という観点から検討を行います。直営（業務委託）や指定管理者制度の場合、運営する事業は、一定程度、協定内容や仕様書などに縛られます。また、事業を実施するにあたっての予算の自由度や、施設・設備改修の自由度にも制限があります。

一方、民設民営の場合、区の財政に頼らない独立採算を前提とした運営のもと、自由に事業を展開することができるため、事業者の自主性や創造性が十分に尊重され、自由な発想による活動を行うことができます。文化芸術活動は、既存の方法論や価値観に基づかないものもあり、また時として、市場原理や経済効率に反することもあるため、自由度が高い運営方法が求められます。

次に、②区の財政負担の観点から検討を行います。直営（業務委託）や指定管理者制度の場合、区は事業者へ委託料や指定管理料を支払う必要があります。これまでちよだアートスクエアで行われてきた規模の事業を指定管理者等に行わせる場合、区の財政負担が増加することが想定されます。また、公の施設である建物全体で事業者が収益事業を行うことには制限があるため、財源・収入源の確保が課題となります。

一方、民設民営の場合、区は協定等に基づいて施設・設備の修繕費用を一部負担するものの、土地・建物の貸付料を収入として得ることができます。また、施設の一部について文化芸術活動を行う団体に転貸可能とすることで、事業者は、貸館収入に加えて転貸賃料収入を得ることができ、両方の収入を軸に独立採算で自立性の高い運営を行うことができます。千代田区という都心区だからこそ、事業者は、高い稼働率による貸館収入と転貸賃料収入を軸に運営することができ、区としては最小限の財政負担で文化芸術拠点施設を設置することができます。

さらに、③専門性の観点では、3つの運営方法とも違いはそれほどないものと考えますが、④公共性・公益性、⑤安定性の観点では、指定管理者制度や民設民営に比べ、直営（業務委託）のほうが区

の予算に基づいて安定した運営が可能となります。ただし、事業者は基本的に仕様書通りにしか業務を行うことができず、自由に事業を展開できない可能性があります。

以上、ちよだアートスクエアの運営に一番適した方法とは何であるかを検討した結果、[今後も引き続き「民設民営」で運営を行っていきます。](#)

なお、公共性・公益性、安定性を確保するため、運営する事業内容と経営状況を区が把握する仕組みの導入を検討します。

(4) 運営事業者の選定

文化芸術活動を行っている実績を持つ事業者が、ちよだアートスクエアを運営することとします。ちよだアートスクエアにおいて強い特色を打ち出し、人々を惹きつける魅力ある場所とするためには、運営における方針の一貫性が重要であり、設置目的・基本方針等に基づいて公募（プロポーザル方式）により選定された事業者が、ちよだアートスクエアに含まれる機能を一括して運営及び取りまとめを行うこととします。

契約期間については、「千代田区指定管理者ガイドライン」における指定期間の考え方を参考に検討を行います。

契約期間を短期間とするか長期間とするかについては、それぞれに課題があるものの、「千代田区指定管理者ガイドライン」では、下記のとおり基準を設けています。

<千代田区指定管理者ガイドライン（平成30年9月改定） 抜粋>

- ①施設の維持管理が中心となる施設は5年間とする。（千代田万世会館、内幸町ホール）
- ②人的サービスや事業の企画・運営が中心となる施設は5年間とする。（スポーツセンター、図書館等）
- ③利用者との信頼関係が重要で、指定管理者の変更が利用者にも与える影響が大きい施設は10年間とする。（福祉施設全般）
- ④PFI方式で整備運営する施設はPFI事業の期間とする。（富士見わんぱくひろば等）

上記の基準①②を参考にし、ちよだアートスクエアは、施設の維持管理や事業の企画・運営が中心の施設であることから、[契約期間は5年間として、契約期間ごとに事業者を公募により選定します。](#)

(参考) 特別区における廃校活用事例

特別区における廃校を活用した事例とその運営方法を、下表のとおりまとめました。

運営方法	自治体名	旧校舎名	現施設名	活用種別	契約期間
民設民営	東京都新宿区	淀橋第三小	芸能花伝舎	文化施設	10年
	東京都新宿区	四谷第四小	四谷ひろば	地域交流拠点	5年
	東京都新宿区	四谷第五小	吉本興業ホールディングス 株式会社東京本部	企業オフィス	10年
	東京都世田谷区	池尻中	世田谷ものづくり学校 (令 和4年5月31日をもって閉館)	産業支援施設	5年
	東京都豊島区	大明小	みらい館大明	生涯学習施設	1年
指定管理	東京都港区	飯倉小	東麻布保育園	保育所	10年
一部委託	東京都台東区	小島小	台東デザイナーズビレッジ	デザイン関連 創業支援施設	

(5) 使用エリア他利用条件

ちよだアートスクエア（旧練成中学校）の使用エリアについては、学校施設の面影を残した利活用が評価されていることや、これまで地域社会活動やスポーツ振興等の場などのコミュニティの拠点として大きな役割を果たしてきたことを踏まえて、事業者による運営と区が直接管理・運営する区分を整理していきます。

基本的には、事業者がちよだアートスクエア（旧練成中学校）の全館（地下1階から地上3階と屋上まで）を管理・運営しますが、下記の部屋については区と共用管理を行います。

●旧練成中学校記念室（仮称）兼 区民会議室

2階の教室を1部屋、練成中学校の記念品等を展示した会議室として、町会等地域の打合せやシルバートレーニングスタジオとして使用します。

●多目的スペース（体育館）※更衣室、シャワー室を含む

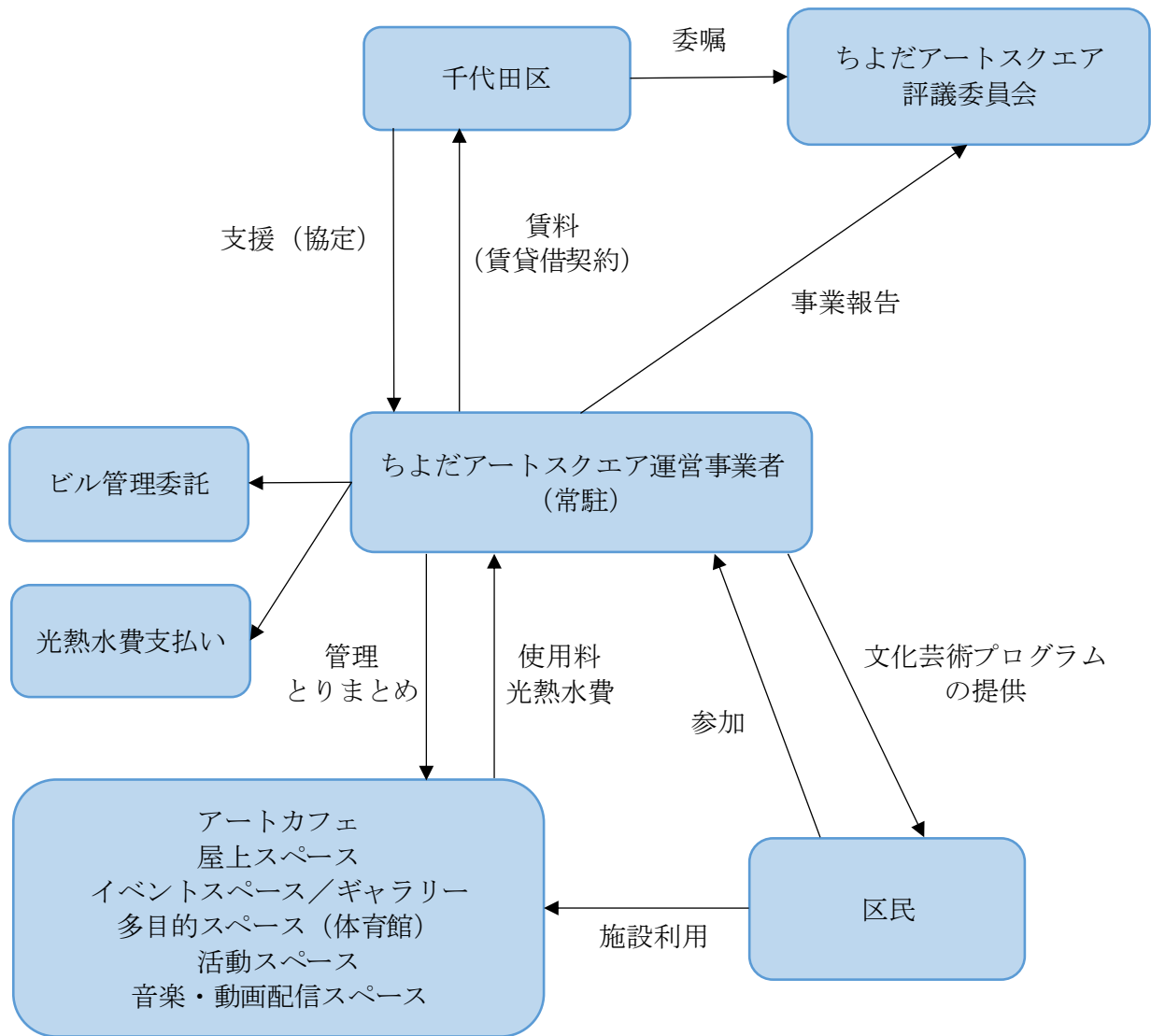
スポーツができるスペースとして、区がスポーツ開放、区民等団体への貸し出しを行います。

また、上記の施設について、区が使用していない時間帯は事業者も使用できるものとし、事業者が管理を行うものとします。

●避難所としての管理・運営

ちよだアートスクエア（旧練成中学校）は、区の避難所として指定されているため、災害が発生した場合、全館を区が避難所として使用します。また、2階の教室を1部屋、災害対策用物品の保管等を行う防災備蓄倉庫として使用します。

運営方法の枠組み（イメージ）



4 展開する事業・プログラム

(1) 展開する事業の方向性

「千代田区文化芸術プラン（第四次）」において、ちよだアートスクエアは、千代田区文化芸術基本条例第7条（重点目標）における「創る」と「育てる」にかかる施策とプロジェクトを担うことを示しました。また、同プランにおいて、ちよだアートスクエアの今後の取り組みとして、下記の役割を果たすことを決めました。（「千代田区文化芸術プラン（第四次）」から引用）

- ① 区民が文化芸術を身近に感じ、多様な文化芸術に親しむことができるよう、鑑賞の機会を充実していくことに加え、区民文化活動の活性化を促し、ちよだの魅力を共有・発信し、区内にとどまらず、国内外においても文化芸術の拠点としての役割を果たしていきます。
- ② 次世代を担う子ども・若者の想像力育成及び文化芸術を創り、担う人の育成を目指す拠点として、質の高い文化芸術に触れる機会を提供するとともに、障害の有無にかかわらず創作・表現する人々を支援していき、新たな芸術家・作家の発掘・発信とともに、区民参画の推進にも取り組んでいきます。

「千代田区文化芸術プラン（第四次）」における方針と、ちよだアートスクエアの設置目的・基本方針に基づいた事業の企画提案を募り、選定された事業者が提案した事業を展開します。

(2) 想定されるプログラム

ちよだアートスクエアにおいて、具体的に実施するプログラムは、選定された事業者からの提案内容により決定しますが、以下の活動を想定します。

発表活動

展覧会の開催や、インターネットなどを用いた地元密着型アートスクエア放送局の設置など、アーティスト、クリエイターたちの発表活動及び情報発信を行います。

また、江戸・東京の歴史・文化を伝える区独自の文化芸術資源を保存・継承・活用していくため、伝統文化や伝統芸能等に関する取り組みを実施します。

なお、現代文化と江戸文化、現代アーティストと伝統技能職人のコラボレーションなど、地元に存在する伝統的なものと新しいものの融合なども考慮します。

交流活動

アートを通じて、子どもから高齢者までさまざまな世代の人が繋がることのできる多世代交流プログラムを実施します。また、多分野の人々が文化芸術を媒介に交流できるプログラムを実施します。

また、海外、国内のアーティストを招聘するなど、地元、国内、海外の人々が交流を図ることのできる国際交流プログラムも実施します。

育成活動

プロのアーティストを招聘して、子ども・若者向けのワークショップ等を実施することにより、豊かな想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、新たな芸術家・作家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげます。また、若手アーティスト等に制作スタジオを貸し出すなど、アーティストやクリエイターを支援・育成する活動を行います。

教育普及活動

区民を対象としたアーティストによるワークショップや、区内の小学校にアーティストを派遣し、トークやワークショップを行うなどのアウトリーチ活動（拠点以外での地域との連携を図る活動を行うこと）、アートスクールの開催、ボランティアスタッフ育成プログラムの実施など、一般の人々が参加することができ、アートを楽しみながら学ぶことのできる教育普及活動の実施を想定します。

広報活動

地域の学校、企業、団体等との定期的な相互情報交換の場を設けたり、一カ所に情報を集めるだけでなく、相互に情報物が届くネットワークの形成など、ちよだアートスクエア独自の地域に密着した広報活動を実施します。

また、神田地域だけでなく麹町地域の方にも足を運んでいただくため、麹町地域の方限定のイベントや、出張イベントなどを通じた広報活動を行います。

なお、広報活動及びその他の事業展開にあたっては、施設を訪れた外国人がストレスフリーに施設を楽しむことができるように多言語対応を推進します。

コロナ下における活動

コロナ下によって施設に来館できない状況を補うだけでなく、来館したいという気持ちを高めるような相乗効果を生むため、デジタルコンテンツを充実させます。具体的には、webサイト上での鑑賞機会の提供や、トークイベントやワークショップ等の映像の公開、自宅で文化芸術に触れることができるコンテンツの作成・提供等を想定します。

また、高齢者でもデジタルコンテンツを享受することができるよう、デジタル活用支援講座等を実施します。

隣接する区立練成公園との一体的な利用

隣接する練成公園と施設を一体的に利用することで、施設の出入口と公園をつなげて緑とのつながりを創造し、子どもから高齢者まで多世代が交流できる施設として今後も活用することを想定します。

5 事業者の評価

(1) 基本的な考え方

ちよだアートスクエアの運営において、事業者の実施する事業内容や経営状況等を、区が定期的に評価し、運営の改善につなげていきます。

評価にあたっては、施設の稼働率や集客数など、経済性・効率性だけに着目するだけでなく、設置目的や基本方針等に沿った成果を生み出しているかといった定性的な面も重視し、中長期的な視点に立った評価を実施します。

(2) 評価にあたっての視点

① 評価項目

- ・ 事業成果、利用者サービス

設置目的・基本方針に照らし、事業実施や利用者サービスについてどのような成果をあげたか

- ・ 適正な管理運営

公契約条例に準じた労働環境の確保や人員配置、適切な維持管理による施設の安全確保など、適正な管理運営ができているか

- ・ 収支実績

経営状況の安定性、管理経費の縮減、収入の増加など、適切な予算執行がなされているか

② 評価方法

- ・ 事業者による自己評価

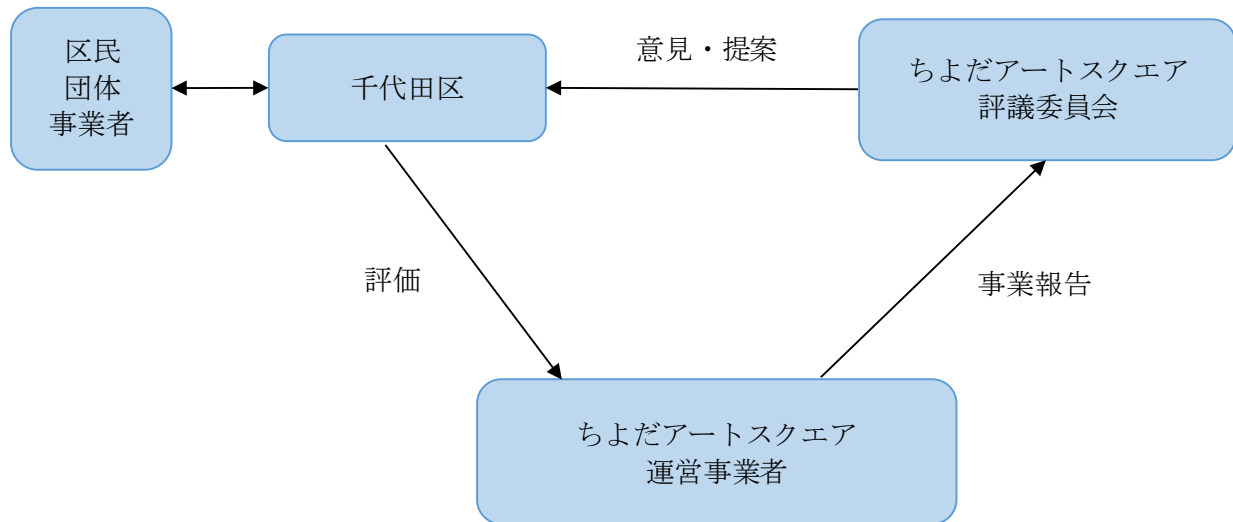
- ・ ちよだアートスクエア評議委員会からの意見・提案をもとにした評価

③ 評価の活用

評価結果に基づいて、事業者に必要な助言・指導を行い、施設管理運営のさらなる改善を促すほか、事業者に求める業務要求水準等の見直しを行う際に活用します。

なお、民設民営のメリットである自主性・自立性を損なわないよう配慮することとします。

評価方法（イメージ）



6 区民参画

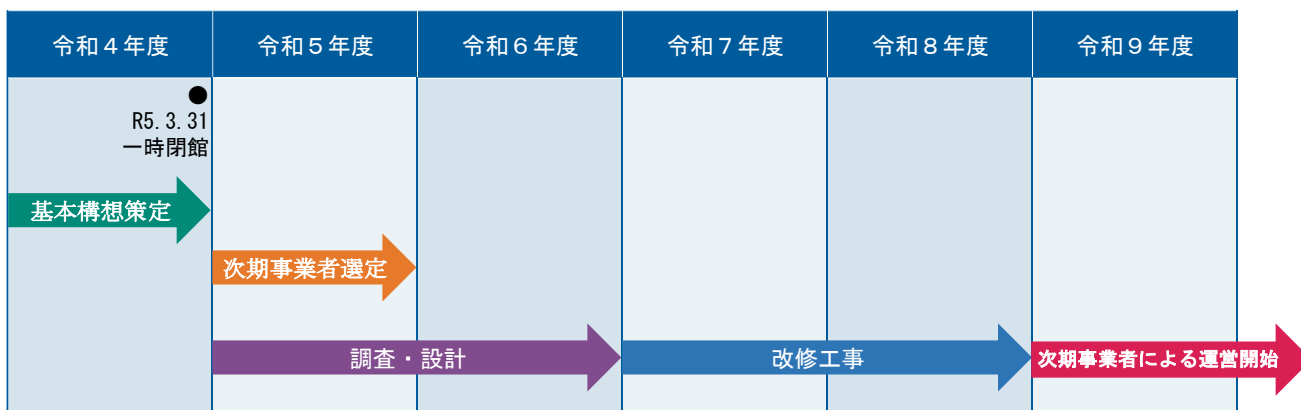
ちよだアートスクエアは、区の文化芸術拠点施設として、区民の興味・関心にあわせて、さまざまな文化芸術プログラムの実施や、情報発信など、運営全般に関わることができる体制を整えていく必要があります。主に下記の事項に重きを置き、区民参画に取り組みます。

(例)

	関わり方	内容
1	事業への参加	<ul style="list-style-type: none"> 運営事業者による主催事業に出演者等として参加 講座やワークショップなど体験型事業への参加 鑑賞者としての参加
2	事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 区民主体による企画の制作・運営・実施 若手のアーティストや地域の担い手を育成する事業の実施
3	運営への参加	<ul style="list-style-type: none"> レセプションリストとしての参加（チケットのもぎり、会場案内など） 講座やワークショップなどの準備等の手伝い
4	情報発信・地域連携	<ul style="list-style-type: none"> 広報物のデザイン、広報記事の企画・制作 プロや他の区民団体、地域企業等と連携した活動の推進
5	事業者への意見・提案及び計画・企画への参画	<ul style="list-style-type: none"> 設置目的・基本方針に沿って、施設の利用状況や事業者の活動実績等に対して意見・提案を行う 有識者や専門家等とともに事業者に意見・提案する機会に参加する 計画・企画の見直しや策定などへの参画

7 今後のスケジュール（予定）

旧練成中学校をちよだアートスクエアの拠点施設として活用するため、今後、施設老朽化に伴う改修工事を行います。改修工事完了後にリニューアルオープンする予定です。



【補足事項】

ちよだアートスクエアは、「千代田区文化芸術プラン（第四次）」において文化芸術拠点施設として位置づけられ、同プランにおいて定めた役割を果たしていく必要があることから、調査・設計・改修工事期間中も下記のとおり事業を継続します。

①調査・設計期間中の事業展開について

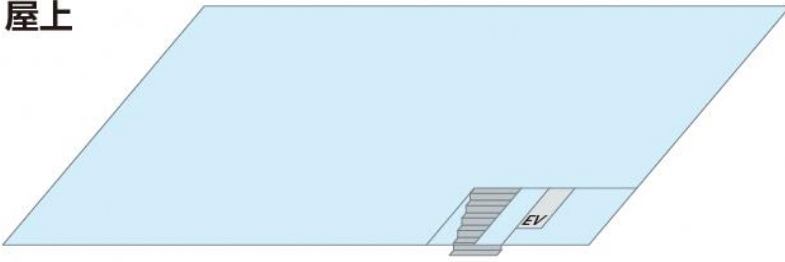
調査・設計期間中は、ちよだアートスクエア（旧練成中学校）の使用できる箇所を活用し、「千代田区文化芸術プラン（第四次）」において主な取り組みとして示した、「アーティスト・イン・レジデンス」や「障害者アート支援事業」などを実施します。

②改修工事期間中の事業展開について

改修工事期間中は、ちよだアートスクエア（旧練成中学校）を使用できないため、代替施設での事業実施や、オンラインによる事業を検討します。

8 改修工事後のフロアマップ (イメージ)

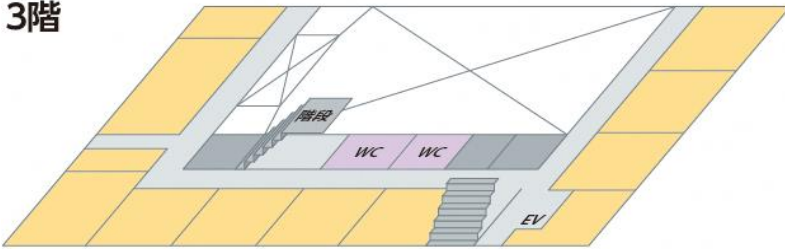
屋上



機能構成

- 屋上

3階



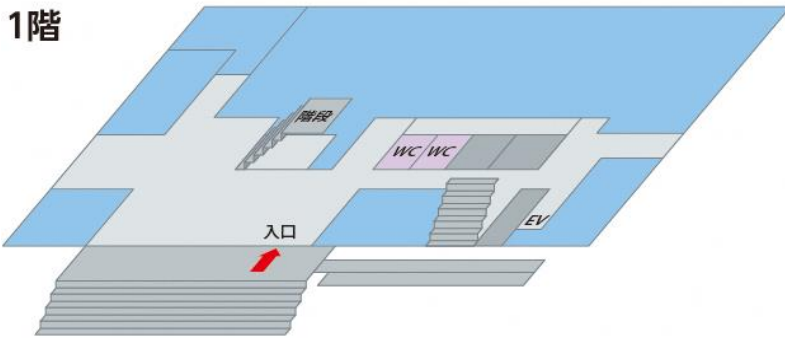
- 活動スペース

2階



- 多目的スペース (体育館)
- 活動スペース
- ★防災備蓄倉庫
- ★旧練成中学校記念室 (仮称)
兼 区民会議室

1階



- アートカフェ
- イベントスペース/ギャラリー
- 活動スペース

地下1階



- 音楽・動画配信スペース
- 活動スペース

※各スペースのフロア構成はイメージです。

1 千代田区文化芸術プラン推進委員会委員名簿

千代田区文化芸術プランの効果的な推進を図るために設置している「千代田区文化芸術プラン推進委員会」において、新ちよだアートスクエア基本構想の内容について意見を聴取した。

また、ちよだアートスクエアの運営管理を行う団体が実施する事業等に対して地域等の意思を反映させるため設置している「ちよだアートスクエア評議委員会」の委員にも出席を求め、意見を聴取した。

(敬称略)

	No	役名	所属等	氏名
千代田区文化芸術プラン推進委員会委員	1	委員長	明治大学政治経済学部教授	星野 泉
	2	委員長職務代理者	千代田区文化財保護審議会委員 東京工業大学博物館教授	山崎 鯛介
	3	委員	千代田区ミュージアム連絡会 東京ステーションギャラリー学芸室長	田中 晴子
	4	委員	千代田区文化芸術協会 理事長	新井 巖
	5	委員	千代田区文化連盟 代表幹事	阿部 俊裕
	6	委員	千代田区観光協会アンバサダー	マライ メントライン※ ¹
	7	委員	地域振興部文化スポーツ担当部長	恩田 浩行※ ²
ちよだアートスクエア評議委員会委員	8	委員	京都造形芸術大学美術工芸学科教授	椿 昇
	9	委員	オフソサエティ株式会社代表取締役	長田 哲征
	10	委員	複合文化施設「スパイラル」 シニアキュレーター・アートプロデューサー	岡田 勉
	11	委員	御茶の水美術専門学校 理事長	服部 浩美
	12	委員	神田五軒町々会会長	小林 俊司
	13	委員	神田五軒町々会婦人部長	新井 美智子
	14	委員	練成中学校同窓会長	久保田 富三郎
			地域振興部文化スポーツ担当部長	恩田 浩行※ ²

※¹ 令和4年度第3回千代田区文化芸術プラン推進委員会から就任

※² 区職員の恩田浩行（地域振興部文化スポーツ担当部長）は、両方の委員を務めている

2 千代田区文化芸術プラン推進委員会設置要綱

平成 27 年 6 月 1 日 27 千地文振発第 130 号

改正 令和 4 年 2 月 15 日 3 千地文振発第 459 号

(設置)

第 1 条 千代田区文化芸術基本条例（平成 16 年千代田区条例第 1 号）第 6 条に基づき策定した千代田区文化芸術プラン（以下「文化芸術プラン」という。）の効果的な推進を図るため、千代田区文化芸術プラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 推進委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 文化芸術プランの進捗状況の把握及び点検に関する事。
- (2) 文化芸術プランの効果的な推進に関する事。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、区の文化芸術施策に関する事。

(委員の構成及び任期)

第 3 条 推進委員会は、学識経験者、関係団体及び区職員のうちから区長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。任期途中で委員を辞したときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 推進委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

(会議)

第 5 条 委員長は、必要に応じて推進委員会を招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、第 3 条第 1 項に規定する委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 推進委員会の庶務は、地域振興部文化振興課において処理する。

(補則)

第 7 条 本要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 15 日 3 千地文振発第 459 号）

この要綱は、令和 4 年 2 月 15 日から施行する。

3 ちよだアートスクエア評議委員会設置要綱

平成 22 年 2 月 26 日 21 千区文ス発第 682 号

改正 平成 27 年 4 月 6 日 27 千地文振発第 17 号

改正 平成 29 年 9 月 12 日 29 千地文振発第 249 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、ちよだアートスクエア評議委員会（以下「評議委員会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 ちよだアートスクエア（以下「アートスクエア」という。）の運営管理を行う団体（以下「アートスクエア運営団体」という。）が実施する事業等に対して地域等の意思を反映させるため、千代田区に評議委員会を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 評議委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) ちよだアートスクエア運営団体が実施する運営における文化芸術事業に関すること。
- (2) ちよだアートスクエアの施設運営方法に関すること。
- (3) その他必要な事項

(構成)

第 4 条 評議委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) アートスクエアの構想、設置についての審議会に関わっていた者
- (2) 文化芸術に関し専門的知識経験を有する者
- (3) 文化芸術施設等の運営に携わっている者
- (4) 区民
- (5) 文化芸術の振興を所管する部長

(定数及び任期)

第 5 条 評議委員会の定数は 13 人以内とする。

2 評議委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

3 委員本人から申し出があったときその他正当な理由があるときは、これを解嘱し、補欠の委員を委嘱することができる。ただし、補欠委員による任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 評議委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、評議委員会を主宰し代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第7条 評議委員会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、第4条に定める委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 評議委員会の事務局は文化振興課に置く。

(補則)

第9条 本要綱に定めるもののほか、評議委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から適用する。

附 則 (平成27年4月6日 27千地文振発第17号)

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年9月12日 29千地文振発第249号)

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

4 新ちよだアートスクエア基本構想の策定経過

日程	内容等
令和4年	
5月31日	令和4年度第1回千代田区文化芸術プラン推進委員会 議題1 千代田区文化芸術プラン（第四次）掲載事業の進捗確認について 議題2 ちよだアートスクエア新基本構想の策定について
8月22日	令和4年度第2回千代田区文化芸術プラン推進委員会 議題1 新ちよだアートスクエア基本構想（たたき台）について
11月14日	令和4年度第3回千代田区文化芸術プラン推進委員会 議題1 千代田区文化芸術プラン（第四次）掲載事業の進捗確認について 議題2 新ちよだアートスクエア基本構想（たたき台）について
令和5年	
1月13日	令和4年度第4回千代田区文化芸術プラン推進委員会 議題1 新ちよだアートスクエア基本構想（素案）について
2月5日～	新ちよだアートスクエア基本構想（素案）に対するパブリックコメントの実施 （2月24日まで）
3月20日	令和4年度第5回千代田区文化芸術プラン推進委員会 議題1 新ちよだアートスクエア基本構想（素案）に対するパブリックコメント について 議題2 新ちよだアートスクエア基本構想（案）について
3月下旬	パブリックコメントの結果公表 新ちよだアートスクエア基本構想策定